

# 第1回 寝屋川市立保育所民営化（認定こども園）に係る 事業者選考委員会会議録

■日時：平成24年11月27日（火） 午後6時～午後7時55分

■場所：保健福祉センター5階 会議室1・2

## 1 出席者

学識経験者：安藤 和彦

学識経験者：中田 千穂

税 理 士：高谷 和正

民生委員・児童委員：山谷 敬子

寝屋川市立保育所長：森田 恵美

## 2 内容

(1) 委嘱状交付

(2) 副市長挨拶

(3) 委員及び事務局の自己紹介

(4) 委員長選出及び委員長職務代理者指名

事務局：事業者選考委員会設置要綱（「以下、要綱という。」）第5条第1項により、委員の皆様の互選により委員長の選出していただくが、どなたか委員長をご推薦いただけないか。

委員：学識経験を有する方ということで安藤委員を推薦する。

事務局：それでは、委員長に安藤委員ということで、ご異議はないか。

<拍手を以って承認>

事務局：それでは、安藤委員にお願いする。続いて、委員長職務代理者の選考であるが、職務代理者については、要綱第5条第3項、「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名

した委員がその職務を代理する」と規定してあり、委員長に職務代理者を指名していただきたい。

委員長：山谷委員を推薦する。

事務局：委員長職務代理者は、山谷委員にお願いする。今後は、委員長に会議の進行を行っていただく。

(以降、委員長が議長を務め、議事を進める。)

#### (5) 選考委員会の趣旨について

委員長：事務局より説明をお願いします。

事務局より説明

- ・要綱第1条及び第2条に示しているが、本委員会は、寝屋川市が事業者の選考・決定をするにあたり、選考委員が事業者の選考基準や選考方法に関する意見・情報を交換すると同時に、応募事業者の保育の実施、管理運営などを総合的に評価し、その結果を市長へ報告するものである。
- ・今回民営化する市立すみれ保育所は、平成26年3月末をもって隣接する市立池田幼稚園を廃園し、保育所型認定こども園として民営化するというもの。4、5歳児について、保育の実施要件がない子どもも受け入れる。
- ・平成25年度中に、現在の池田幼稚園敷地内に、移管先として決定した事業者が認定こども園の施設を新たに建設することになっている。池田幼稚園の児童がいる中での工事となるため、児童の安全確保を十分行っていただくことも応募の条件としている。
- ・公立保育所の民営化とあわせて、本市の将来の児童福祉行政という視点から、ご発言いただき、応募事業者の検討をしていただきたい。

委員：平成27年度施行予定の新認定こども園との関係について説明していただきたい。

事務局：子ども・子育て支援法が8月に法律として成立しているが、施行日が未定である。今回の民営化に係る認定こども園は、施行が予想される平成27年度から幼保連携型の認定こども園に移行してもらう予定。認定こども園については、必要であれば説明させていただくので、質問していただきたい。

委員：認定こども園の4つの型と、新認定こども園について、わかりやすい資料を用意していただきたい。

事務局：〈了承〉

#### (6) 選考委員会の公開・非公開について

委員長：選考委員会の公開・非公開、個人情報の取扱いについて、事務局より説明をお願いしたい。

事務局より説明

- ・ 審議会等の設置、運営及び公開に関する指針第7項に会議の公開について規定されており、原則は公開だが、同項第2号に「寝屋川市情報公開条例第6条第1項各号に該当する不開示情報を、会議の資料又は、議題とし、審議する場合」は非公開とするとされている。本委員会で、検討していただく情報、特に選考されなかった事業者の情報については、市情報公開条例第6条第1項第2号ア「開示することにより、当該法人等又は個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当している。また、市個人情報保護条例第13条第1項第3号アにも同様の規定がある。これらの規定により、本委員会は不開示情報を取扱う審議会であるため、会議は非公開とさせていただきたい。
- ・ 議事録について、本委員会は不開示情報を取扱う審議会なので、個人情報及び法人の具体的な技術情報や信用情報に係る部分を除くなどの配慮をした上で、要点記録にしたいと考えている。作成した議事録は、市ホームページに掲載し、公開させていただく。委員の皆様には自由な発言をしていただくために、議事録で委員の氏名を出すことは控えたいと考えている。ただし、委員の氏名については、透明性確保の点から、市ホームページで公表をしなければいけないことになっているのでご了承願いたい。
- ・ 本委員会で取り扱う情報の開示請求への対応については、市情報公開条例、市個人情報保護条例によるところとさせていただく。現在、情報公開に関する審議会答申では、移管先事業者として選考された事業者の名称やその事業者の応募書類などの情報については、原則、開示情報になる。一方、選考されなかった事業者の名称、またその事業者を識別できる情報、回答内容等に

については、不開示情報という判断がされている。

- ・市職員の守秘義務違反に関して「業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益に図る目的で提供し、又は、盗用したとき、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される」という罰則規定がある。また、要綱第8条に「委員は、職務上知り得た情報を委員会の設置趣旨を踏まえ適切に取り扱うものとする。その職を退いた後も同様とする。」とあるように、選考委員に対しても、守秘義務がかかっている。このことを踏まえ、本委員会内で知り得た情報の取扱いに関して、十分ご注意ください。
- ・本委員会中の個人情報の取扱いについて、委員会の中でこれらの不開示情報の取扱いや資料の評価をするに当たって、どのように進めていくのかを委員の皆様でご検討いただきたいと思います。
- ・事業者の検討をしていただくにあたり、委員会の開催時間内だけで、膨大な資料を見て評価していただくのは、困難だと考えている。別途検討していただく期間として、次回の第2回事業者選考委員会翌日の12月13日（木）から最終の第6回事業者選考委員会前の2月7日（木）の間に自由に見ていただく期間を設けたいと考えている。

委員長：事務局より説明があったが、何かご意見はあるか。また、不開示情報を取り扱う審議会ということで、この委員会は非公開とさせていただきたい。議事録に関しては、委員名を伏せた要点筆記を市ホームページにて公開するとなっているが、よろしいか。

委員：＜異議なし＞

委員長：次に、審議する情報の取扱いについて確認したい。前回の選考委員会では、事業者に関する個人情報の持ち帰りをして、紛失などがあった場合、選考委員としても責任が取れないということで、持ち帰りをせず、各選考委員が、総合センターに来て、応募書類の検討をしてきた。今回は、どのようにするか。ご意見があれば、お願いしたい。

委員：＜意見なし＞

委員長：個人情報の管理面から、前回と同様にこども室で一元管理していただくということでよいか。

委員：＜異議なし＞

(7) 委員会の進め方、日程等について

委員長：委員会の進め方について、事務局より説明いただきたい。

事務局より説明

- ・事務局案としては、委員の皆様方に、事業者から提出された書類とヒアリング内容などにより検討、議論していただき、その結果を評価点数表に記入し、それを集計した結果を最終結果として、市長に報告していただきたいと考えている。本委員会は計6回と現地調査2回を予定している。ただし、応募事業者の状況によっては、現地調査とヒアリングの日程を追加させていただく。
- ・12月12日の第2回の委員会は、まず、すみれ保育所と池田幼稚園の見学に行ってください。保育所・幼稚園見学終了後、応募事業者からの提出書類を皆様に提示させていただく。その後、委員の皆さまに、各事業者の保育内容などについて評価・検討をしていただきたいと考えている。
- ・12月17日の第3回では、すみれ保育所の保護者との意見交換会をしていただきたいと考えている。前回から保護者は委員のメンバーには入らず、その代わり、委員の皆様との意見交換の場を設けている。直接保護者の思いを聞いていただき、その意見を選考する際の参考にさせていただきたい。
- ・第3回開催後、委員の皆様には事業者の現地調査をしていただく予定になっている。平日2日間を予定している。現地調査をどのような方法で実施するのがいいのか、後ほどご検討いただきたい。
- ・1月18日の第4回では、事務局から提示させていただく全事業者共通のヒアリング項目（案）などを検討していただきたいと考えている。
- ・2月1日の第5回では事業者へのヒアリングを実施していただく。ヒアリングについては、応募事業者が多数あり、1日で終了できない場合は、1月31日にも実施していただく。
- ・2月8日の第6回については、今までの書類審査やヒアリングも踏まえ、委員の皆様が各事業者に対して最終の評価点数を記入していただく。

委員長：以上が事務局案だが、会議の進め方、日程等で何かご質問はないか。

委員：＜意見なし＞

委員長：会議の進め方について、事務局から検討事項が提案されている。現地

調査の実施についての確認だが、事務局より説明をお願いしたい。

事務局より説明

- ・応募してきた事業者の現地調査だが、多くの情報を収集するために選考委員の皆様は、できる限り参加していただくようお願いしたい。見学した施設そのものは選考の対象にはならないが、保育内容や施設を通しての保育の考え方などが参考になると考えている。
- ・日程は、平日2日間として、12月19日（水）、12月26日（水）を予定している。参加できない方については、別な日で調整したいと考えているので、ご連絡いただきたい。また、現地調査についても、2日間で終了できない場合は、日程を追加させていただく。

委員長：現地調査の説明をしていただいた。委員の皆様には、予定の調整をお願いしたい。事務局には、事業者との調整をお願いしたい。確認だが、応募はどの範囲か。

事務局：近畿2府4県となっている。

委員長：どこからエントリーがあるかわからない。何かご質問はないか。

委員：＜質問なし＞

#### (8) 選考基準、点数配分等について

委員長：評価点数表案について、事務局より説明をお願いします。

事務局より説明

- ・評価点数表では、事業者から提出していただいた応募書類の内容を選考項目ごとに列記し、それぞれの配点を事務局として提示させていただいている。  
①認定こども園運営計画が4項目で20点、②保育内容などが3項目で15点、③保育サービスの向上が3項目で15点、④運営が3項目で15点、⑤法人の財務内容が10点、⑥ヒアリングなどによる評価が25点と計6項目100点満点で評価していただきたいと考えている。
- ・現地調査や第5回のヒアリングなどの評価も含めて、第6回の委員会で評価点数を記入して、提出していただきたい。委員の皆様には、評価点数表の全体の点数配分や各項目の点数配分についても、この場でご検討していただきたいと考えている。

委員長：事務局案の説明でご質問はあるか。応募書類の内容ごとに、項目が挙げられているが、評価点数表の項目ごとの点数配分について、ご意見はあるか。

委員：＜意見なし＞

委員長：点数配分については、事務局案のとおりで、よろしいか。

委員：＜異議なし＞

委員長：点数表の項目、点数配分については、次回以降の会議の時でも意見があれば、ご提案をお願いします。評価・検討をスムーズに進めるため、事業者ごとではなく、項目ごとに比較検討できるような資料を事務局が作成していただけないか。

事務局：＜了承＞

委員長：次に最終決定の仕方についてだが、考えられる方法として、これまでの選考委員会では、基本的には、全委員の点数を単純に積み上げ、合計点数を平均化して事業者を選考したが、今回もこの方法でよろしいか。委員の皆様、何かご意見はあるか。

委員：＜異議・意見なし＞

委員長：極端な点数配分があった場合、例えば事業者 A に最高点をつけた委員が 4 名、事業者 B に最高点をつけた委員が 1 名であったが、平均点だけ見れば事業者 B が高かった場合の対応をどうするか。最高点をつけた委員の数が多かった事業者を選考するという方法もある。

委員：4 名と 1 名に評価が分かれた場合で、どの程度点差があれば「極端な開きがあった」と言えるのか。

委員：最高点と最低点を除いて平均値を出すことも考えられる。

委員：今回は委員の数が少ないので難しいかと思う。

委員長：極端な点数配分があったときの対応を後で考えるか、今決めておくか。

委員：予め、ルールを決めておいたほうが良いと思う。

委員：評価が極端というのは、点差の問題ではない。

委員：原則は、全委員の平均点で事業者を選考するが、最高点をつけた委員の数と平均点が逆転する場合については、最高点をつけた委員の数で選考するとしてはどうか。

委員長：その方法で良いか。

委員：＜異議なし＞

委員：最低基準を設けるかどうか。最低基準を設けるとしたら、何点くらいが良いか。

委員：仮に申込が1事業者のみであった場合は、最低基準を設け、その基準に満たない場合は、移管先事業者として選考しない。そういう最低基準を設けてはどうか。

委員長：1事業者のみの応募であれば、自動的に移管先として選考されるのではなく、委員会として「悪いものは悪い」と判断する場合に最低基準を設ける。複数の応募があった場合も、最低基準を設けることで良いか。評価の基準点を60点として、平均点が60点以上なければ、移管先事業者として選考しないということによろしいか。

委員：＜異議なし＞

委員長：その他、ご意見はあるか。

事務局：以前に平均点の最高点が同点になったことがあった。この場合の対応について考えていただきたい。ちなみに、その時は、「最高点をつけた委員の数が多い方を移管先事業者として選考する」とした。

委員長：同じ方法によろしいか。

委員：＜異議なし＞

事務局：万が一、移管する前に、移管先として選考した事業者の不都合が生じた場合のことを想定して、次点を決めておいていただきたい。

委員長：事前に決めておいた方がいい。改めて委員会を開くと時間がかかるので、次点を決めておく。

## (9) その他

事業者募集要領について事務局より説明があった。

- ・応募資格は、継続して5年以上保育所を運営している社会福祉法人または幼稚園を運営している学校法人となっている。
- ・平成25年度中に、移管先事業者は市立池田幼稚園の敷地に認定こども園の施設を建設する。池田幼稚園は平成25年度末をもって廃園になるが、建設



工事は幼稚園児がいる中で行われる。平成 26 年度に認定こども園を開設する際には、池田幼稚園の児童も受け入れる。池田幼稚園舎は、認定こども園開設後に解体する。子どもたちが増えた中での解体となる。

- ・施設整備については、国・府の補助制度を利用する。施設の設置主体が社会福祉法人と学校法人で補助の仕組みが異なる。学校法人の場合は、短時間利用児の部分のみに補助があり、社会福祉法人の場合は、長時間利用児と短時間利用児の両方に補助がある。
- ・長時間利用児は 0～5 歳児で定員 150 名、短時間利用児は 4、5 歳児で定員 70 名としている。
- ・平成 26 年 4 月には、保育所型認定こども園としてスタートする。新制度が施行されれば、それにあわせて幼保連携型へ移行してもらう予定。
- ・新制度で新たな給付制度が創設されるまでは、短時間利用児について大阪府私立幼稚園経常費補助金に相当する補助を行う。
- ・開園時間について、長時間利用児は午前 7 時～午後 8 時、短時間利用児は午前 9 時～午後 2 時 30 分とする。
- ・休園日について、長時間利用児は現在と同じだが、短時間利用児は土・日曜日、祝日、お盆期間及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）とする。夏季休暇等の長期休業は設定しない。
- ・短時間利用児については、預かり保育を実施する。事業者は、預かり保育に係る費用を保護者から徴収することができる。
- ・4、5 歳児は長時間利用児と短時間利用児を合同で保育する。
- ・短時間利用児についても給食を実施する。給食に係る費用は保護者から徴収できる。長時間利用児の給食に係る費用は、一部を除いて運営費として支給されているので、保護者から徴収はしない。
- ・保育士は、4 年以上の経験年数を有するものを 2 分の 1 以上かつ年齢バランスの取れた構成となるよう配置する。
- ・主任保育士については、10 年以上の経験年数を有するものを配置する。
- ・移管前の 3 ヶ月間、事業者は職員を派遣し、合同保育を実施する。
- ・移管後の 3 ヶ月間は、市が職員を派遣し、引継ぎ保育を実施する。
- ・保育料は、長時間利用児については、寝屋川市保育料徴収金額と同額にする。

短時間利用児については、寝屋川市内の私立幼稚園保育料と均衡を図って、事業者が設定する。ただし、池田幼稚園から認定こども園に入園する平成 26 年度の 5 歳児については、市立幼稚園保育料と同額にする。寝屋川市内の私立幼稚園の平均保育料との差額については、寝屋川市が補助を行う。

事務局：事業者募集要領について不明な点があれば、後日でもお問合せいただきたい。

事務局：補助金についてまとめた資料等、事業者に配布しているものも必要であればお配りする。事務局へお問合せいただきたい。

委員：現在勤務している臨時職員が、移管後も就労を希望すれば、事業者は採用するということか。

事務局：その通り。

委員：保育所の跡地はどうなるのか。

事務局：建物を壊し、更地にした後は、どうするか何も決まっていない。

委員：工事中の事故を心配するのはわからなくはない。仮園舎もしくは保育所での保育は考えていないのか。

事務局：解体期間中は、保育所で保育できるか検討している。建物の建設期間は、幼稚園児のみだが、解体となるとスペースが狭くなるし、振動・騒音・粉塵等の心配もある。解体する園舎はアスベストを使用しており、保護者にとっては不安材料となっている。

委員：解体期間はどのくらいか。

事務局：アスベストの点検に時間を要するので、2～3ヶ月かかると思う。

委員長：事務局案では、最後の第6回の委員会で、各委員の評価点数を集計し、委員会として市長への報告書を作成することになっているが、報告書（案）の作成は、事務局一任ということにさせていただきたい。本日の検討内容については以上。次回から書類選考に入りたいと思うが、事務局から何かあるか。

事務局：事務局から確認事項がいくつかある。①本日配付している資料は、公開されているものについてはお持ち帰りいただき、その他はそのままその場に置いて帰っていただく。②応募事業者の提出書類を自由に見ていただく期間は、12月13日（木）～2月7日（木）を予定してい

る。来庁可能な日が決まれば事前に事務局までご連絡いただきたい。  
③先ほど委員長から依頼のあった項目ごとの資料の作成は、第2回選考委員会に用意して配付する。以上。次回は、12月12日（水）午前10時となっている。

委員長：それでは、これを以って閉会とする。